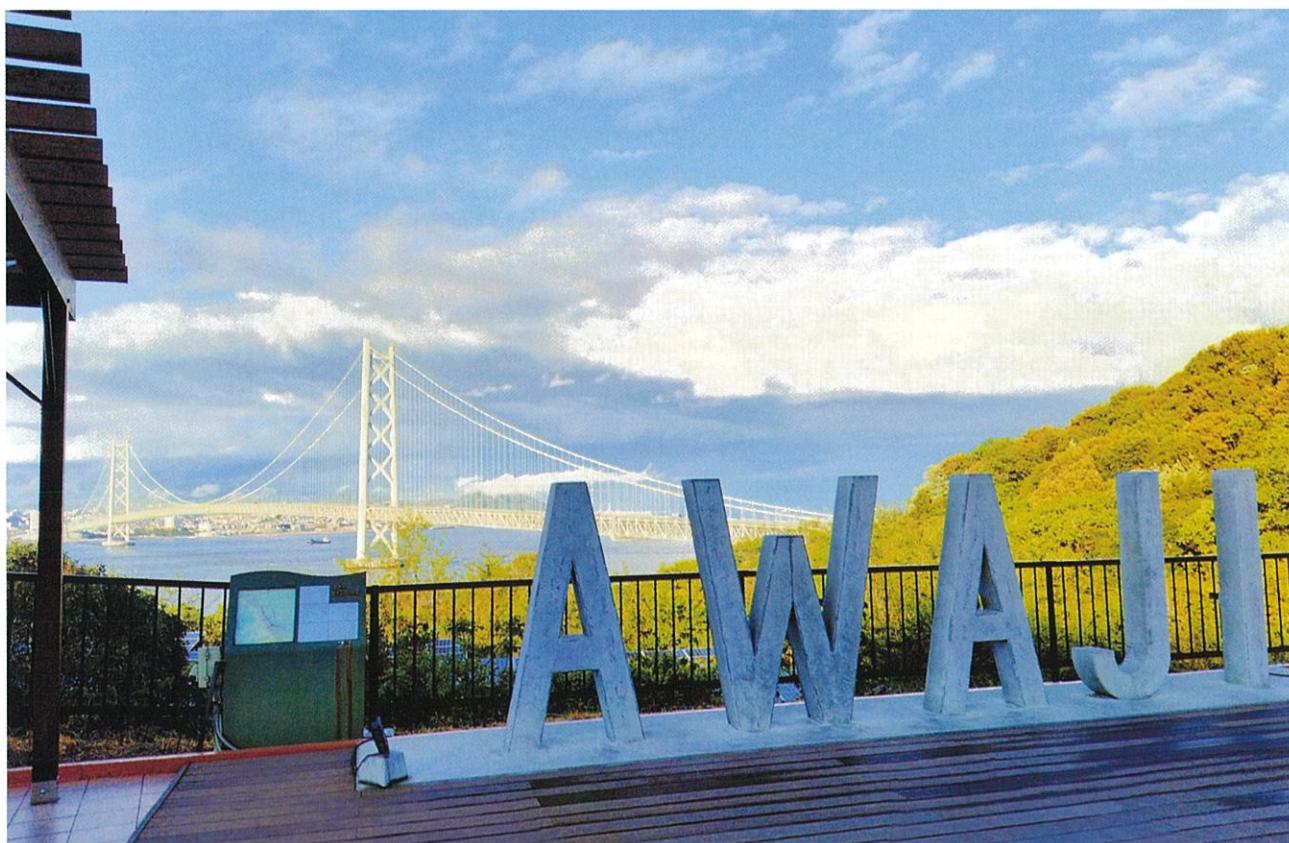


行政書士 あわじ

令和5年9月号



撮影場所：松帆の郷



兵庫県行政書士会 淡路支部

ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の皆様におかれましては、市民の利益を守る身近な支援者として、日頃から無料相談会や官公庁への書類作成など、その専門知識を以て市民の要望を実現し権利を保護する、大きな役割を担っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

南あわじ市は、平成29年8月1日に兵庫県行政書士会と「災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結させて頂きました。この協定は近く発生すると想定される南海トラフ大地震や、最近では各地で頻発する集中豪雨等による水害など、自然災害が発生した場合に、無料相談窓口の開設や、被災に伴う手続き支援という面からご協力いただける内容となっています。一人ひとりの被災者に対応できる迅速な生活再建の支援は、市民にとって大変心強いものであります。

さて、長く続いたコロナ禍の一方で、注目され前進した分野があります。一つ目はデジタル化の機運の拡大です。省力化・合理化の視点に加え、コロナを機に、非接触、リモートの重要性が見直されるなど、社会構造を変えていく力が再認識されました。テレワークの急速な普及がその象徴です。二つ目は少子化、人口減少への危機感です。令和4年の日本の出生数は77万人、過去最少で7年連続の減少となりました。女性や高齢者など、全ての人の能力発揮・活躍も今まで以上に重要なになってきています。三つ目は、基礎自治体の政策企画・実行能力への期待の拡大です。コロナ禍において、国は、感染拡大防止対策については、国主導で枠組みを作り、実行する一方、経済・社会・教育面の対応などについては、財源を自治体に渡し、現場の実態をふまえた政策の企画・実行にゆだねる方針をとりました。これにより、各自治体は創意・工夫をこらし、対策を重ねてきました。今後もこの方向性はとどまらないことでしょう。

このような大きな変化の中、南あわじ市では、恵まれた産業資源、人的資源、地域コミュニティ力を活用し、自らの魅力を十分に発揮できる施策を進めます。これまで市民との協働を強めながら、少子・高齢社会を克服する柱となる、「1. 超高齢社会の克服」「2. 子育て環境の向上と教育の充実」「3. 地域の資源を活かした地元産業の活性化」「4. 安全・安心のまちづくり」「5. 「対話と行動の行政」の実現によるまちづくり」の「五つの行動」を推進してきました。その内容は、今、基礎自治体に期待される方向と一致しています。それぞれの柱に新たな要素を加えつつ、「子育ての喜びが見えるまち」の実現をめざし、引き続き、市政を前進させてまいります。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



淡路支部長
泰地 昭男

会員のみなさまには、日頃より行政書士会淡路支部の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和5年4月15日に開催された兵庫県行政書士会淡路支部定期総会におきまして支部長に就任しました泰地昭男と申します。

平成19年度から平成23年度まで2期4年間支部長を務めました。その後12年ぶりに支部長を再度務めることになりましたが、過去の経験を生かしてコロナ禍の中難しい支部運営を行ってこられた前役員の方針を引継ぎ、会員にとっても淡路市・洲本市・南あわじ市民のみなさまにとってもより良い淡路支部にしていくため努力していく所存です。

アフターコロナの時代に応じた淡路支部の事業も4年ぶりに平常に戻ろうとしている過程でございます。その一環としまして、毎年10月は「行政書士広報月間」、

2月22日は「行政書士記念日」としまして、市民のみなさまへの貢献活動、無料相談会等いろいろな活動を計画しております。

県民局・法務局洲本支局・各市の農業委員会等にも行政書士パンフレットを設置しておりますし、ほかにも支部ホームページもUPしておりますので、覗きにきてください。

今後ともなお一層のご支援をよろしくお願いします。

「兵庫県行政書士会淡路支部」検索



南あわじ市市長
守本 憲弘



トピックス

令和5年度淡路支部定期総会

宮崎 正行

令和5年4月15日（土）16：20より、カリコリゾートのギャラクシーホールにて令和5年度淡路支部定期総会が開催されました。

樋口正一会员司会のもと、大住勝宏副支部長が開会を宣言し、瀧岡光子支部長から開会のあいさつがありました。引き続き、司会者から新入会员の紹介及び新入会员である船瀬剛史会员からの自己紹介がなされたあと、支部会员総数50名中41名（うち委任状出席22名）の出席がある旨の報告がなされました。その後、議長選出に移り、松下明会员が選出されました。議事に先立ち再度定足数の確認が行われ、定足数を満たし有効に成立するとの宣言があり、議事録作成人及び議事録署名人を選出し、議案審議に入りました。

今回審議された議案は次の通りです。

- 第1号議案 令和4年度 会務及び事業報告 同承認の件
- 第2号議案 令和4年度 会計報告・監査報告 同承認の件
- 第3号議案 令和5年度 事業計画案 同承認の件
- 第4号議案 令和5年度 収支予算案 同承認の件
- 第5号議案 役員改選の件
- 第6号議案 その他建議事項



第1号から第6号議案まで松下議長の取りまとめのもと、審議は円滑かつ迅速に進行し、すべての議案について異議なく承認可決されました。最後に都博志副支部長のあいさつにおいて閉会を宣言し、総会を終了しました。

総会終了後、選挙管理委員会の三木秋穂会员より、兵庫県行政書士会役員の選挙に関する説明があり、その後、出席者19名の集合写真を撮影しました。50人中19名の出席と少数でしたが、来年度はコロナウイルスも第5類となるので、大勢の出席を期待したいです。



17：15より同場所で懇親会が開催されました。会場のカリコリゾートのギャラクシーホールは雁子岬という岬にあり、会場の窓を開けると180度が海でした。複合施設でグランピング、ベーカリーカフェ、カフェ、ドッグラン、拳式会場があります。駐車場から会場まで少し距離があり、トゥクトゥクで移動しました。

令和4年度「法の日」無料相談会 実施報告

宮崎 正行

令和4年10月11日（火）9：00から12：00まで3年ぶりに南あわじ市・洲本市・淡路市の市役所の会議室やホールを利用して行政書士・司法書士・土地家屋調査士の三士会による「法の日」の無料相談会を実施しました。

行政書士に対する相談件数は3会場合わせて6件でした。相談内容は南あわじ市が2件で相続・遺言、洲本市が1件で農地の交換、淡路市が3件で相続2件と農地転用1件でした。



農地関係の相談が毎年多いのですが、今年は相続関係の相談が増えたようです。

淡路支部の相談会は三士会による合同開催です。各士業で対応できない相談でも同じ会場に他士業の相談員がいるので、幅広い対応が可能です。



この度は事前の広報活動として、新聞折込チラシ、南あわじ市・洲本市・淡路市の3市農業委員会へ相談会チラシの配布依頼、3市広報誌への掲載を行いました。

来年以降も行政書士の専門性を活かして、市民の皆様の悩みを解決できる無料相談会を実施できるよう日々研鑽していきます。

令和4年11月19日(土)から20日(日)にかけて、滋賀方面への親睦旅行を実施しました。

19日は、紅葉の名所として有名な石山寺参拝からスタート。美しい紅葉を見ながら境内を散策しました。その後、びわ湖大津プリンスホテルへ移動し、地元の食材を使用した豊富なメニューが味わえるランチバイキングを堪能しました。午後からは、びわ湖バレイを訪れ、日本最速のロープウェイで標高約1,100mの打見山頂まで登り、びわ湖バレイ内の絶景観光スポット「びわ湖テラス」で雄大な琵琶湖の景色を楽しみながら全員で記念撮影をしました。夕方に、琵琶湖を一望できるロケーションにある今津サンブリッジホテルへ到着し、季節の旬と彩が散りばめられた会席料理を堪能しました。

翌日の20日は、琵琶湖汽船竹生島クルーズに乗り、琵琶湖の中に浮かぶ竹生島めぐりからスタート。島全体が国の名勝・史跡に指定されている「竹生島」、国宝の宝厳寺唐門や都久夫須麻神社本殿を中心とする歴史的価値のある建造物群をゆっくりと鑑賞しました。お昼は、川魚の西友駅前店でうなぎのひつまぶしをいただきました。柔らかくてジューシーな肉質のうなぎが特製のタレと相まって絶妙な風味が楽しめました。午後からはまず、メタセコイア並木を訪れ、延長2.4kmにわたって約500本植えられたメタセコイアの紅葉に魅了されました。その後、近江の巖島とも呼ばれる白髪神社に参拝。琵琶湖に浮かぶ鳥居は、実に絵になる風景でした。そして旅の最後は、「ラコリーナ近江八幡」。各自バームクーヘン等のお土産を購入しました。

2日間にわたり観光スポットをめぐり、美しい自然や美味しい食事を共有し、会員同士の親睦を深めることができたかと思います。今回の親睦旅行には、7名の会員の方々にご参加いただきました。次回はより多くの方々に参加していただき、親睦を深めるとともに、支部の活性化に繋がることを願っています。

最後に、1日目は道路渋滞に巻き込まれましたが、旅行会社のスタッフの皆様がとても丁寧に、かつ早急に対応してください、スケジュールが少し変更になりましたが、ほぼ予定通りの観光を楽しむことができました。旅行会社様に感謝申し上げます。



法の日の無料相談会

10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年10月に淡路島内三市において無料相談会を行っています。(予約不要)

開催日	開催時間	開催場所
令和5年10月10日(火)	9:00~12:00 (受付11:30まで)	南あわじ市役所第2別館3階 多目的ホール
		淡路市防災あんしんセンター2階 多目的ホール
		洲本市役所本庁舎4階 会議室



お気軽に
ご相談ください！

問い合わせ先

☎ 0799-23-0086

(法の日 無料相談担当 船越健司)

会社経営者や個人事業主の皆さんへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった法人の設立手続とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な中小企業支援には、次のようなものがあります。

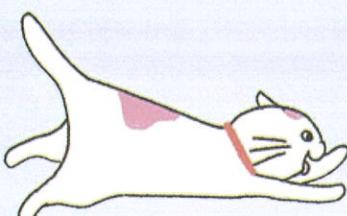
- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士があり、活躍の場を広げています。

契約書を作つてほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる法的なトラブルの予防のためのサポートを行います。



建 設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となります。それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



福 祐事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

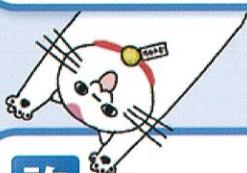
会 計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

運 送業を始めたい

トラック等を使う**貨物運送業**や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



許 可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可**が必要な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

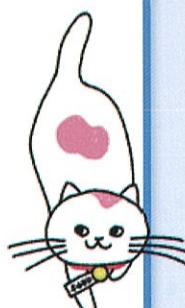
- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破碎業許可 など

〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことできる許認可に関する書類は、一万種類を超えると言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による著作権の登録制度を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「申請取次行政書士」に依頼すれば、申請人は入国管理局への出頭が免除されるので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、営業許可申請や届け出等の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への風俗営業許可申請等の手続が必要になります。

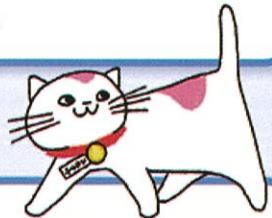
行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知 的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、財務データには表れない資産(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことといいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



補 助金制度を活用したい

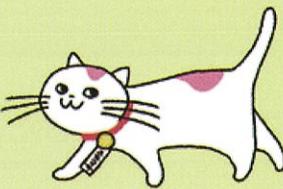
国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポートを行っています。



行政書士に聞いてみよう!!

市民の皆さんへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特にはば広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉を持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には「法律で決められた効力」があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、「遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図」といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)

国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、「申請取次行政書士」が行います。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で「永住許可申請」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関する事、また、「涉外手続（国際結婚や離婚、相続、養子縁組等）」について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。



住まなくなった 家 を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、書面による契約を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越ししたり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（車庫証明）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ①自転車事故に関する紛争
- ②愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争

- ③居住用賃貸物件に関する敷金返還
または原状回復に関する紛争
- ④外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号）電話：078-371-8823

困ったら
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）

兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和5年8月31日現在 51名)

	氏名	事務所所在地	電話番号
淡 路 市	あきやま たいけい 秋 山 泰 慶	〒656-1522 淡路市下河合622番地1	070-8349-1761
	いしがみ あきら 石 上 昭	〒656-2131 淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581
	いづつ よしのぶ 井 筒 好 信	〒656-2132 淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681
	いわい たけし 岩 井 威	〒656-1501 淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765
	かわばた ひでき 川 端 英 樹	〒656-2131 淡路市志筑3111番地67	0799-62-3206
	きたの てつや 北 野 哲 也	〒656-2223 淡路市生穂 1718 番地 3	050-5373-1678
	くらもと みつお 倉 本 光 夫	〒656-1511 淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081
	こたに いつじ 小 谷 五 治	〒656-1724 淡路市野島平林98番地	0799-70-4565
	さくらい ともや 桜 井 智 也	〒656-1721 淡路市野島墓浦127番地 4	090-5046-9217
	さんの はるお 三 野 陽 生	〒656-1711 淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279
	たかたに みきこ 高 谷 美 喜 子	〒656-2212 淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725
	ただ こうぞう 多 田 耕 造	〒656-2322 淡路市白山 279 番地	0799-74-3422
	たむら いくお 田 村 伊 久 男	〒656-1602 淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道 満 保 秀	〒656-2131 淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035
	どひ まさる 土 肥 胜	〒656-1721 淡路市野島墓浦 501 番地 6	0799-70-7283
	はまぐち たけひろ 濱 口 雄 裕	〒656-2131 淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2階	0799-62-5829
	はやし えいじ 林 栄 二	〒656-1541 淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409
	ふくだ たつや 福 田 龍 哉	〒656-2144 淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263
	ふだば たからう 札 場 敬 良	〒656-2334 淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048
洲 本 市	もりの ひろき 森 野 弘 樹	〒656-2305 淡路市浦 718 番地 5	080-3841-6521
	やまぐち まさし 山 口 昌 志	〒656-2401 淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230
	いまだ ちゅういち 今 田 忠 一	〒656-0053 洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999
	おおすみ かつひろ 大 住 勝 宏	〒656-0101 洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304
	さとう かづゆき 佐 藤 一 之	〒656-0014 洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202
	たきおか みつこ 瀧 岡 光 子	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641
	たけだ しげる 武 田 茂	〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番17号	0799-25-3230

	氏名	事務所所在地		電話番号
洲 本 市	たにもり 谷 守 弘一	〒656-0012	洲本市宇山1丁目1番20号	0799-24-3110
	てらおか 寺 岡 克己	〒656-0012	洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031
	どい 土 井 久美子	〒656-0051	洲本市物部1丁目18番40号	0799-24-0640
	なかむら 中 村 豪	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770
	ひがしやま 東 山 勝 彦	〒656-0025	洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174
	ひぐち 樋 口 正 一	〒656-0012	洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874
	ひろせ 廣瀬 政 行	〒656-1301	洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217
	ふなこし 船 越 健 司	〒656-0024	洲本市山手2丁目1番58号	0799-23-0086
	ふなせ 船 瀬 剛 史	〒656-0026	洲本市栄町3丁目1番25号	090-1158-5114
	まつした 松 下 明	〒656-1344	洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832
	みやこ 都 博 志	〒656-2541	洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766
	もりたか 森 高 英 二	〒656-0013	洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185
南 あ わ じ 市	やまもと 山 本 弘	〒656-0025	洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626
	おくの 奥 野 一 喜	〒656-0424	南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355
	さとふか 里 深 嘉 脇	〒656-0474	南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666
	しょうだ 庄 田 忠 夫	〒656-0521	南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678
	たいち 泰 地 昭 男	〒656-0511	南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711
	たにぐち 谷 口 直 美	〒656-0456	南あわじ市神代地頭方1264番地	0799-20-5333
	たばた 田 畑 尊 靖	〒656-0542	南あわじ市阿万吹上町52番地1	090-7105-1631
	なかお 中 尾 美 和	〒656-0661	南あわじ市阿那賀1524番地1	0799-20-1197
	はまぐち 濱 口 徹	〒656-0425	南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373
	みき 三 木 秋 穂	〒656-0341	南あわじ市津井1711番地	050-5235-9002
	みやざき 宮 崎 宏 明	〒656-0436	南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968
	みやざき 宮 崎 正 行	〒656-0122	南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647
	やすだ 安 田 知 孝	〒656-0455	南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



令和5年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
泰地昭男	樋口正一	宮崎正行	宮崎正行	多田耕造	三木秋穂	船越健司	安田知孝
理事広報	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事会員	理事幹事	監事	監事
川端英樹	濱口雄裕	濱口雄裕	田畠尊靖	船瀬剛史	船瀬剛史	瀧岡光子	大住勝宏
本会理事	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員				
宮崎正行	瀧岡光子	三木秋穂	船瀬剛史				

「行政書士あわじ」令和5年9月号

■ 発行人 / 泰地 昭男

■ 編集委員 / 川端 英樹

■ 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部

■ 〒656-0511 兵庫県南あわじ市賀集八幡南186番地4
TEL: 0799-52-3711 FAX: 0799-52-3712



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

Facebookもチェック

<https://www.facebook.com/awaji.hyogokai>